

市第 111 号議案

市民ギャラリーの指定管理者の指定

次のように市民ギャラリーの指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市民ギャラリー	中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄 川 喜 一	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市民ギャラリーの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

**公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社
社共同事業体の構成員**

1 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 澄 川 喜 一

2 南区花之木町 3 丁目 51 番地の 3

西田装美株式会社

代表取締役社長 富 田 好 昭

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）